

年金受給者のみなさまへ

平成23年8月
ホンダ企業年金基金

全員を対象とした現況届を廃止します

ただし、下記の方には年末から新しい現況届を実施
します。

国の年金(老齢厚生年金)の手続きを行っていない方のうち
「75歳以上の方」または
「75歳未満で基金の基本上乗せ年金のみ受給している方」

対象となる方には、12月にあらためてご案内します。

なお、上記に該当される場合でも、遺族給付金の受給者
におかれましては、現況届の提出は不要です。

ホンダ企業年金基金では、毎年誕生月に「現況届」と
いうハガキをご返信いただくことにより、受給者の皆様の
受給権の確認をさせていただいております。

一方近年では、企業年金連合会からの情報などに
より、多くの方について現況届に代わる確認ができるよう
になりました。この状況をふまえて、ホンダ企業年金基金
では、7月に行なわれました代議員会にて“**受給者全員
を対象とした現況届**”は**実施しないこと**といたしました。

しかしながら、国の年金の手続きを行っていない等の
理由から、企業年金連合会の情報では**ご状況を確認で
きない方**もいらっしゃいます。そのような方につきましては
は、**今後も「現況届」のご提出をお願いすることになり
ますので**、何卒ご理解のほど宜しくお願いいたします。

<お問合せ先>
ホンダ企業年金基金

〒107-8556東京都港区南青山2-1-1
03-5412-1170
受付は午前10～12時、午後1時～6時